

変動金利定期預金 [単利型]

平成30年4月7日現在

1. 商品名	・変動金利定期預金 [単利型]
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1年、2年、3年 ・満期日指定方式 1年超3年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・100円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (頻度) (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利 ・預入後6か月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から6か月毎に当金庫が預入の際に提示する預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については、自由金利型定期預金）6か月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率〔利率を変更したときは変更後の利率〕×70%）により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算です。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金が源泉分離課税されます（ただし、マル優をご利用の場合は除きます）。 *平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金が源泉分離課税されます。 ・法人は総合課税となります。
8. 手数料	—————
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%上乗せした利率）。 ・個人のはマル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・預入日の6か月後の応答日前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数により別紙の表4の預入期間に応じた利率によって計算した利息とともに支払います。 ・満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数により別紙の表4の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数により別紙の表4の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息の合計額（期限前解約利息）とともに支払います。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。

11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧ください、または窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはかなしん よろず相談承り処（10時～19時、電話0120-046801）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記かなしん よろず相談承り処または全国しんきん相談所（9時～17時、電話03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、上記東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京の弁護士会、当金庫かなしん よろず相談承り処もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金（当座預金、普通預金無利息型）を除く他の付保対象預金などの預金元本を合算して1,000万円までとその利息が保護されます）。

変動金利定期預金 [複利型]

平成30年4月7日現在

1. 商品名	・変動金利定期預金 [複利型]
2. 販売対象	・個人の方に限ります。
3. 期間	・3年 ・預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・100円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・預入後6か月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から6か月毎に当金庫が預入の際に提示する預入金額に応じた自由金利型定期預金〈M型〉（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）6か月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6か月毎の複利計算です。
7. 税金	・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金が源泉分離課税されます（ただし、マル優を利用の場合は除きます）。 *平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金が源泉分離課税されます。
8. 手数料	—————
9. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%上乗せした利率）。 ・マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、別紙の表4の預入期間に応じた期限前解約利率により預入日から解約日の前日までの日数により6か月毎の複利計算した期限前解約利率とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧ください。または窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはかなしん よろず相談承り処（10時～19時、電話0120-046801）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記かなしん よろず相談承り処または全国しんきん相談所（9時～17時、電話03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

	<p>なお、上記東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京の弁護士会、当金庫かなしん よろず相談承り処もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 • 預金保険制度の付保対象預金です。 • 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金（当座預金、普通預金無利息型）を除く他の付保対象預金などの預金元本を合算して1,000万円までとその利息が保護されます）。

定期預金中途解約利率一覧

表1. 自由金利型定期預金<M型> (スーパー定期)

預入期間	[定型方式] 1か月、3か月、6か月 1年、2年 [満期日指定方式] 1か月超3年未満	[定型方式] 3年 [満期日指定方式] 3年超4年未満	[定型方式] 4年 [満期日指定方式] 4年超5年未満	[定型方式] 5年
6か月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6か月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×30%
1年以上1年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×40%
1年6か月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×60%	約定利率×50%
2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×60%
2年6か月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×70%
3年以上4年未満	——	約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×80%
4年以上5年未満	——	——	約定利率×90%	約定利率×90%

(注) 小数点第4位以下切捨て

表2. 自由金利型定期預金 (大口定期)

次のAについてはア・イ・ウ、Bについてはア・イの算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。
ただし、算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%とします。

A. 1か月未満の中途解約の場合

- ア. [解約日時点の普通預金利率]を適用利率とする。
イ. [約定利率－約定利率×30%]を適用利率とする。

$$(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})$$

- ウ. [約定利率－ $\frac{\text{基準利率} - \text{約定利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})$]を適用利率とする。

B. 1か月以上の中途解約の場合

- ア. [約定利率－約定利率×30%]を適用利率とする。

$$(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})$$

- イ. [約定利率－ $\frac{\text{基準利率} - \text{約定利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})$]を適用利率とする。

(注) 基準利率とは、解約日にこの預金の元金を表面記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した金庫所定の利率です。

- 残存期間が3か月未満の時・・・ 1か月ものの約定利率
- 残存期間が6か月未満の時・・・ 3か月ものの約定利率
- 残存期間が1年未満の時・・・ 6か月ものの約定利率
- 残存期間が2年未満の時・・・ 1年ものの約定利率

- 残存期間が3年未満の時 . . . 2年ものの約定利率
- 残存期間が4年未満の時 . . . 3年ものの約定利率

表3. 期日指定定期預金

預入期間が6か月未満	解約日の普通預金利率
預入期間が6か月以上1年未満	預入日の2年以上の利率×40%
預入期間が1年以上1年6か月未満	預入日の2年以上の利率×50%
預入期間が1年6か月以上2年未満	預入日の2年以上の利率×60%
預入期間が2年以上2年6か月未満	預入日の2年以上の利率×70%
預入期間が2年6か月以上3年未満	預入日の2年以上の利率×90%

(注) 小数点第4位以下切捨て

表4. 変動金利型定期預金

単 利 型	〔定型方式〕1年、2年 〔満期日指定方式〕1年超3年未満	
	預入期間が6か月未満	解約日の普通預金利率
	預入期間が6か月以上1年未満	約定利率×50%
	預入期間が1年以上3年未満	約定利率×70%
単 利 ・ 複 利 型	〔定型方式〕3年	
	預入期間が6か月未満	解約日の普通預金利率
	預入期間が6か月以上1年未満	約定利率×40%
	預入期間が1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
	預入期間が1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
	預入期間が2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
	預入期間が2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

(注) 小数点第4位以下切捨て

* 中途解約利率は、中途解約時点の普通預金利率を下回る場合があります。